

平成 年度  
第 号

# 測量調査等請負契約書 (水路測量関連)

# 測量作業請負契約書

収入  
印紙

1. 契約件名

2. 請負金額 金 円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の77及び第72条の83の規定により算出したもので、請負金額に8/108を乗じて得た額である。

ただし、( ) の部分は、契約者が、課税業者である場合にのみ使用する。

3. 引渡期限 平成 年 月 日

4. 引渡場所

5. 契約保証金

上記作業について、発注者 支出負担行為担当官 と、受注者は、次の条項により請負契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、別紙仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）に基づき、引渡期限までに、頭書の作業（以下「作業」という。）を完了して、その成果を引渡場所において、発注者に引渡すものとし、発注者は、これに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。

(仕様書等の解釈等)

第2条 仕様書等について疑義を生じたもの又は仕様書等に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内をもって施行するものとする。

2 受注者は、この契約締結の日から10日以内に仕様書等に基づいて請負金額内訳明細書を、発注者に提出し、また作業実施計画書及びその他指定した書類はすみやかに監督職員に提出し、その承認を受けなければならない。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、監督職員の監督の実施について、必要な費用を負担するものとする。

3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は指示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

4 受注者は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(現場代理人及び主任技術者)

第4条 受注者は、作業現場における自己の代理（以下「現場代理人」という。）及び作業現場における作業の施行の技術上の管理をつかさどる者（以下「主任技術者」という。）を定めて、監督職員に通知しなければならない。この場合において、現場代理人と主任技術者とは、相互にこれを兼ねることができる。

2 受注者又は現場代理人は、作業現場に常駐し、発注者又は監督職員の監督若しくは指示に従い、作業現場の取締り及び作業に関する一切の事項を処理しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第7条 受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

3 受注者は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方(次条「再委託受託者」という。)の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 受注者は、前項の場合において、発注者が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

(再委託受託者に対する監督)

第8条 受注者は、発注者又は監督職員が再委託受託者に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

(代理人等に関する措置要求)

第9条 発注者又は監督職員は、現場代理人その他受注者の代理人(下請負人は代理人とみなす。以下同じ。)、主任技術者、使用人又は労務者等こ

の契約の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

#### (特許権等の使用)

第10条 受注者は、作業の施行について、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に属する一切の責任を負うものとする。

#### (使用機器の検査等)

第11条 受注者の負担に属する使用機器で、発注者が特に指定したものは、その使用前に監督職員の検査を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者が検査を受けなかったとき又は検査に合格した使用機器以外のものを使用したときは、使用後であっても、作業を再施行等所要の措置をさせることができる。

2 受注者は、水中その他完了後外部から容易に見ることのできない部分の作業について、発注者が指示したときは、発注者又は監督職員の立ち会いの上、施行するものとする。ただし、この場合において、受注者は、監督職員がやむを得ない理由により立ち会えない場合は、監督職員の指示により施行を証明することができる見本、写真その他の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

3 受注者が前項の規定に違反して施行したときは、発注者又は監督職員の指示に従い再施行等の所要の措置をとらなければならない。

#### (貸与品)

第12条 発注者から受注者へ貸与する資料、図面等（以下「貸与品」という。）の数量、規格、引渡場所及び引渡時期は仕様書に定めるところによる。

2 貸与品は原則として発注者又は監督職員が受注者の立ち会いのうえ検査して引渡さなければならない。

3 受注者は、貸与品の引渡しを受けたとき、遅滞なく発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって保管し、作業の完成、作業内容の変更等によって不用となった場合、すみやかに発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、天災地変等の不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由によらないで、貸与品を亡失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指示する方法により弁償しなければならない。

(仕様書等に不適合の場合)

第13条 受注者は、作業の施行内容が仕様書等に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。  
この場合において、受注者は、請負代金額の増額又は納期の延長を請求することができない。

(図面と作業現場の状態との不一致、条件の変更等)

第14条 受注者は、作業の実施に当たり、図面と作業現場の状態が一致しないとき、図面若しくは仕様書に誤認若しくは脱漏があるとき又は与点若しくは基準点の亡失等により作業に重大な支障を及ぼす状態を発見したときは、直ちに、書面をもって監督職員にこれを通知しなければならない。  
2 監督職員は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査を行い、受注者に対して指示を与えなければならない。  
3 前項の場合において作業内容、納期又は請負代金を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

(行政庁に対する手続)

第15条 受注者は、作業について、行政庁の認可を必要とするときは、自己の費用をもって、当該行政庁に対する必要な手続をしなければならない。

(物価変動等による請負金額の変更)

第16条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、請負金額が著しく不相当であると認められるに至った場合、発注者受注者協議して、これを変更することができるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第17条 作業の実施に伴い伐木、踏み荒しその他の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、次項の定める場合を除くほか、受注者が損害を賠償しなければならない。  
2 作業の実施に伴い通常避けることができない理由により第三者に損害を生じたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち作業の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。  
3 前2項の場合その他作業の実施について第三者との間の紛争を生じた場合において、発注者受注者協議してその処理解決に当たるものとする。

(作業の変更、中止等)

第18条 発注者は、その都合により作業内容を変更し、又は作業の全部若しくは一部の実施を一時中止することができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額の増減及び引渡期限の伸縮する必要があるときは、発注者受注者協議して定める。

(引渡期限の変更等)

第19条 発注者は、その都合により引渡期限又は引渡場所を変更することができる。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(給付終了の通知及び検査)

第20条 受注者は、作業が完了したときは、書面により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知により成果品を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、作業完了日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から10日以内（以下「検査期間」という。）に仕様書に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により検査を行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

3 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職及び氏名並びに検査期間及び検査場所を受注者に通知するものとする。

4 受注者は、第2項の検査に立ち会わなければならない。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者が単独で検査を行い、その結果を受注者に通知するものとし、受注者は、これに対し不服を述べることができない。

5 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類又は物件の指示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

6 受注者は、検査職員から作業の重要な部分について完了後直接確認することができないものについて、当該部分の施行の状況を説明することができる見本、写真その他の資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応じなければならない。

7 受注者は、検査職員の指示に従い、検査に必要な作業をし、別に定めのあるものを除きその費用を負担しなければならない。

8 受注者は、検査の結果不合格となったものがあるときは、すみやかに当該成果品を引き取り、発注者の指定する期間内に再作成又は補修を行って再提出しなければならない。この場合の検査期間は、発注者が受注者から手直しを終了した旨の通知を受理した日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から起算する。

(成果品の引渡し)

第21条 受注者は、成果品が前条の検査に合格したときは、遅滞なく、これを発注者に引き渡さなければならない。

2 成果品の所有権は、その引渡しと同時に、受注者から発注者に移転するものとする。

第22条 発注者は、作業の一部が終了した場合において、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部の引渡しを受けることができるものとする。

2 前2条の規定は、前項の検査及び引渡しについて準用する。

(請負代金の支払)

第23条 発注者は、第21条第1項の規定により成果品の引渡しを受けた後、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に海上保安庁において、請負代金を受注者に支払うものとする。

2 受注者が共同連帯請負人である場合には、その代表者が支払請求書に他の構成員の委任状を添付しなければならない。

3 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意、又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(部分払)

第24条 発注者は、前条の規定にかかわらず、現地測量作業が終了した時1回に限り、受注者より既済部分の支払いの請求があったときは、現地の測量作業の既済部分に対する80パーセント以内の金額を前条に準じて支払うものとする。

2 受注者は、前項の既済部分の支払を請求するときは、既済部分検査申請書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。この場合の検査の方法等は第20条を準用する。

(遅延利息)



第25条 発注者は、約定期間内に請負代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.7パーセントとする。

ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の翌日から検査終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、検査の遅滞した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者はその超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(共同連滞請負人の通知事項等)

第26条 発注者は、施行の監督、検査、請負代金の支払等の契約に基づく行為については、すべて共同連滞請負人の代表者を相手方とし、代表者へ通知した事項は他の構成員にも通知したものとみなす。

2 給付終了の通知及び成果品の引渡し等の契約に基づく行為については、すべて共同連滞請負人の代表者が発注者に行わなければならない。

(引渡期限の延伸)

第27条 受注者は、所定の期限までに作業を完了してその成果品の引渡しをすることができないときは、あらかじめ、遅滞の理由及び完了引渡しの可能な期日を明示して、発注者に引渡期限の延伸の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない理由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第28条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の完了期限満了の日の翌日から作業を完了して、その成果品の引渡しをする日までの日数に応じ、請負金額(第21条の規定により発注者が引渡しを受けた部分があるときは、この部分に対する代金を控除した金額)の年36.5パーセントとする。ただし、その総額が請負金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

2 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から発注者が検査に着手した前日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

#### (臨機の措置)

第29条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情あるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の場合において、そのとった措置の内容を遅滞なく監督職員に通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他作業の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定によりとった措置に要した費用のうち、受注者が請負代金の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者受注者協議して定める。

#### (危険負担)

第30条 成果品の引渡し前に発注者の責めに帰することができない事由により生じた損害は、次項に規定する場合を除き、受注者の負担とする。

2 作業の実施に伴い天災地変その他不可抗力により損害を生じた場合において、その損害が重大であり、かつ、受注者が災害防止のため必要な臨機の措置をとる等善良な管理者の注意を怠らなかつたと認められるときは、その損害は、発注者が負担するものとする。この場合において、損害額は発注者受注者協議して定めるものとし、保険等その損害をてん補する金額があるときは、損害額からこれを控除するものとする。

3 成果品を保険等に付している場合において、成果品に損害を生じたときは、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合であっても、その損害が当該保険によって、てん補されるときは、てん補額を限度として、受注者が負担するものとする。

#### (かし担保責任)

第31条 発注者は、第21条第2項の所有権の移転の日から2年間、受注者に対して、成果品のかし補修又はその補修にかえ、若しくはその補修とともに損害を請求することができる。ただし、そのかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、発注者が請求することのできる期間は、5年間とするものとする。

(契約の解除)

第32条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者から解約の申出があったとき（第34条による場合を除く）。
- 二 受注者が引渡期限までに作業を完了して、その引渡しをしないとき又は引渡期限までに作業を完了して、その引渡しをする見込みがないことが明らかなきとき。
- 三 受注者が第5条、第6条及び第7条の規定に違反したとき。
- 四 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
- 五 この契約の履行について、受注者若しくはその代理人若しくは使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を避け、又は避けようとしたとき。
- 六 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

2 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- 七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 前1項第1号から第5号まで及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第1項第1号又は第2号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

第33条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、作業の完了前に、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、発注者がその損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は確証のあるものを限度として、発注者受注者協議して定めるものとする。

第34条 受注者は、第18条の規定による作業の変更のため請負金額が2/3以下に減少したとき、又は同条の規定による作業中止の期間が契約期間の1/2以上に達したときは、この契約を解除することができる。

(相殺等)

第35条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、返納金、違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行ってもなお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、返納金、違約金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅延金、返納金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

3 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.7パーセント」とあるのは「年5パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(成果品の転用)

第36条 受注者は、頭書の作業で取得した成果品を発注者の承認を得ず他に転用してはならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第37条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更が

あった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(紛争の解決)

第38条 この契約の履行について発注者受注者間に紛議を生じたときは、発注者受注者協議して解決するものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住 所  
氏 名

受注者 住 所  
氏 名